

# 介護老人福祉施設 利根いこいの里 利用料金表

※端数処理の為、ご請求時には1円単位の誤差が生じる場合があります。

◎施設サービス費・食費・居住費（1日あたり）

平成27年8月1日現在

ユニット型個室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費		642 円	710 円	783 円	851 円	919 円
日常生活継続支援加算		48 円				
夜勤職員配置加算		28 円				
口腔衛生管理体制加算		1 円 ※(31円/ひと月)計算となります※				
栄養マネジメント加算		15 円				
食 費	第1段階	300 円				
	第2段階	390 円				
	第3段階	650 円				
	第4段階	1,380 円				
居 住 費	第1段階	820 円				
	第2段階	820 円				
	第3段階	1,310 円				
	第4段階	2,000 円				
合 計	第1段階	1,854 円	1,922 円	1,995 円	2,063 円	2,131 円
	第2段階	1,944 円	2,012 円	2,085 円	2,153 円	2,221 円
	第3段階	2,694 円	2,762 円	2,835 円	2,903 円	2,971 円
	第4段階	4,114 円	4,182 円	4,255 円	4,323 円	4,391 円
従来型個室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費		562 円	631 円	701 円	770 円	836 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		7 円				
口腔衛生管理体制加算		1 円 ※(31円/ひと月)計算となります※				
栄養マネジメント加算		15 円				
食 費	第1段階	300 円				
	第2段階	390 円				
	第3段階	650 円				
	第4段階	1,380 円				
居 住 費	第1段階	320 円				
	第2段階	420 円				
	第3段階	820 円				
	第4段階	1,150 円				
合 計	第1段階	1,205 円	1,274 円	1,344 円	1,413 円	1,479 円
	第2段階	1,395 円	1,464 円	1,534 円	1,603 円	1,669 円
	第3段階	2,055 円	2,124 円	2,194 円	2,263 円	2,329 円
	第4段階	3,115 円	3,184 円	3,254 円	3,323 円	3,389 円
従来型多床室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費		562 円	631 円	701 円	770 円	836 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		7 円				
口腔衛生管理体制加算		1 円 ※(31円/ひと月)計算となります※				
栄養マネジメント加算		15 円				
食 費	第1段階	300 円				
	第2段階	390 円				
	第3段階	650 円				
	第4段階	1,380 円				
居 住 費	第1段階	0 円				
	第2段階	370 円				
	第3段階	370 円				
	第4段階	840 円				
合 計	第1段階	885 円	954 円	1,024 円	1,093 円	1,159 円
	第2段階	1,345 円	1,414 円	1,484 円	1,553 円	1,619 円
	第3段階	1,605 円	1,674 円	1,744 円	1,813 円	1,879 円
	第4段階	2,805 円	2,874 円	2,944 円	3,013 円	3,079 円

介護報酬率=10.27/加須市(6級地)・介護職員処遇改善加算=1ヶ月の総利用単位数に5.9%(0.059)をかけた金額/食費・居住費除く

〔施設サービス費・加算〕項目に関しましては、介護保険負担割合証が“1割”の方の金額となります。

《加算についての説明》 ※加算内容の金額に関しては、1割の方の金額となります※

- ◆看護体制加算（Ⅰ）イ 7円（1日につき）  
常勤の正看護師を1名以上配置している場合に加算されます。
- ◆看護体制加算（Ⅱ）イ 14円（1日につき）  
常勤の正看護師を1名以上配置し、かつ常勤換算で5名以上の看護職員を配置し、病院と24時間の連絡体制が確保されている場合に加算されます。
- ◆サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 7円（1日につき）  
直接処遇職員の総数のうち、勤続年数3年以上の職員の占める割合が30%以上の場合に加算されます。
- ◆日常生活継続支援加算 48円（1日につき）  
介護福祉士が入居者の人数に対し、6：1（入居者：介護福祉士）でユニット配置。  
また、新規入居者の割合が、前6ヶ月又は前12ヶ月において、要介護度(4)～(5)の者の占める割合が、100分の70以上。 ※サービス提供体制強化加算を算定している場合、適応されません※
- ◆夜勤職員配置加算 28円（1日につき）  
夜勤時間帯の介護職員数が規定人数を1名以上、上回っている場合に加算されます。
- ◆初期加算 31円（入所日から30日間）  
入所日から30日間または1月を超える入院後の後に再入所した時に30日間加算されます。
- ◆口腔衛生管理体制加算 31円（ひと月につき）  
歯科医師または、歯科医師より指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき加算されます。
- ◆栄養マネジメント加算 15円（1日につき）  
常勤の管理栄養士を1名以上配置し、栄養ケア計画に従った栄養管理を行った場合に加算されます。
- ◆療養食加算 19円（1日につき）  
医師の指示（食事箋）に基づいて治療食を提供した場合に加算されます。
- ◆外泊時費用 253円（1日につき/月6日を限度）  
外泊や入院をされた場合で、1回の外泊または入院した翌日から6日間（月をまたがる場合は最大で12日間）算定されます。

《介護保険の給付対象とならないサービスの利用料金》

- ◆特別な食事（希望食）※酒を含みます。【要した費用の実費】  
入居者の希望に基づいて通常のメニュー以外の食事を調理し、提供します。
- ◆理美容サービス 1,500円～2,000円/1回  
理容師の出張サービスによる理髪サービス（理髪および顔剃り）をご利用いただけます。
- ◆事務管理手数料 2,000円/月額  
入居者のお小遣いの管理や買い物、支払の代行を施設の職員が行います。
- ◆複写物の交付 10円/1頁につき  
サービス提供の記録について、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。
- ◆電気器具使用料 50円/(1品目)1日につき  
居室で個人が使用する電化製品（テレビや電気毛布など）の電気使用料をいただきます。
- ◆日常生活上必要となる諸費用  
日用品の購入代金等、入居者のに日常生活に要する費用で、入居者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。
- ◆その他の料金  
医療機関を受診・入院された場合の医療費や薬代は、医療機関へ支払っていただきます。

《介護保険負担限度額認定証について》①&②双方を満たし、段階に該当する方

- ①本人、本人が属する世帯の世帯員及び配偶者が市町村民税非課税
  - ②本人及び配偶者の預貯金等の資産額合計→2,000万円以下/配偶者がいない場合→1,000万円以下
- 第1段階・・・生活保護者等  
世帯全員が市町村民税非課税で、高齢福祉年金受給者
- 第2段階・・・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額（障害者年金や遺族年金は非課税ですので、これには含まれません）の合計が80万円以下
- 第3段階・・・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額（障害者年金や遺族年金は非課税ですので、これには含まれません）の合計が80万円以上
- 第4段階・・・市区町村民税課税世帯

※加須市は6級地になりますので、介護報酬の率が10.27になります。

※利用者負担額（食費、居住費を除く）の1ヶ月の総利用単位数に5.9%(0.059)をかけた金額が介護職員処遇改善加算として利用料金に加算されます。

〒347-0001 埼玉県加須市大越1933番 介護老人福祉施設 利根いこいの里

《お問い合わせ》 ☎ 0480-69-1530（代表）